

知事許可漁業に係る制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のとおり定めた。

令和2年12月18日

鹿児島県知事 塩田康一



(別紙) 敷網漁業

| 漁業種類   | 操業区域                                    | 漁業時期           | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 | 漁業を営む者の資格       |
|--------|---|----------------|---------|----------|--------------------|-----------------|
| 追込み網漁業 | 薩摩川内市里町中瀬周辺500メートル及び下大瀬周辺1,000メートル以内の区域 | 4月1日から11月30日まで | 定めなし    | 定めなし     | 1隻                 | 薩摩川内市里町に住所を有する者 |

申請すべき期間

令和2年12月18日(金)から令和3年1月18日(月)まで